

# 令和6年度 新規高校卒業者対象求人について

## 主な注意事項（必ずお読み下さい）

### はじめに

- ・新規高校卒業者対象求人は、**一般求人とは異なる様々なルール**がございます。学校生活から新たに職業生活に入る**人生の大きな転機**となるものであり、**採用選考が適切に行われるかどうかによって、その将来が大きく左右される**こととなります。
- ・「人材不足のため誰でも採用できれば良い」との理由等で申し込むことのないよう **あくまでも高校生の育成、キャリアの形成を図ることを目的**としていただき、求人を出される際は、**的確な採用計画**はもちろんのこと**職場の労働環境が現に各種法令違反の状態になっていないか等についても改めてご確認**いただく機会として下さい。
- ・新規学校卒業予定者の採用を予定される事業主の皆様には、**公正な採用選考と学卒ルールを遵守した適正な募集・採用活動**を行っていただくために、「**新規学校卒業予定者の求人・募集の手引き**」及び**本資料の内容を必ず熟読**していただき、**責任ある対応**をお願い致します。

### 具体的かつ的確な採用計画を立てる！

- ・高校生の募集は、**的確な採用計画に基づいて**行ってください。  
例えば、「大学生で予定人数以上を確保できたから、中途採用で1名確保できたから、高卒は必要ないので高卒求人を取り消す」つまり、**求人申込み後の安易な採用計画の見直し等による高卒求人取消及び募集人数の削減変更や労働条件を下げる変更等は厳に謹んで下さい。**
- ・採用内定取消し及び入職時期の繰り下げは、その生徒と家族に計り知れない打撃と失望感を与えることになる重大な問題です。最大限の経営努力を行なうなど、あらゆる手段を講じていただき、**採用内定取消し等を行うことが無いようにして下さい。**
- ・万が一、採用内定取消しを行った場合、その理由が事業活動の縮小を余儀なくされているものとは明らかに認められない等の場合には、**その内容が事業所名も含めて公表**されることとなります。さらに、**次年度に新規学校卒業予定者を募集する際に、同様の事態が発生するおそれのないことが確認されるまで求人**の受理をしないことや、**公表の対象となった場合には、求人票にその事実を表記した上で受理する**といったこととなります。
- ・やむを得ず上記のような事態に至る場合には、あらかじめハローワーク所長及び学校長に対して、所定の様式により報告していただくことが職業安定法で定められています。**必ず事前にハローワーク池田高卒担当まで相談して下さい。**

## 応募の受付期間の指定が可能です！

- ・ 受付期間を「9月5日以降随時」としますと、求人が完全充足しない限り翌年の6月末まで応募を受け付ける必要があります。

しかし、受付期間の終期を設定いただきますと採用活動を柔軟に行うことが可能になります。例えば、受付期間を「9月5日～12月31日」と設定すれば、1月1日以降は応募を受け付ける必要はありません。また、受付期間終期の繰上変更はできませんが、繰下変更は可能ですので、最初の選考で人員を確保できなかった場合は、終期を繰下変更して募集を継続することも可能です。

## 応募前職場見学を採用選考の材料としない！

- ・ 応募前職場見学は、学校が求人票を受理した時から応募書類送付までの期間に、就職希望者が応募先の事業所を決定するにあたり、よりよい選択ができるよう、応募する可能性のある職場を見学し、実際の職場の状況等を確認するために実施するものです。趣旨をご理解いただき、事前選考とならないようご配慮をお願いします。ご担当者はもちろん、全社的に共有いただきますようお願いいたします。
- ・ 応募前職場見学は、採用選考ではありませんので、見学に来た生徒に質問する、アンケート等を実施するなどの行為はしないでください。
- ・ 生徒の氏名を聴取することも禁止されています。なお、セキュリティ上または安全衛生上の観点から事業所で把握しなければならない場合等は、この限りではありませんが、事前に十分な説明をお願いします。
- ・ 一方で、生徒があいさつ時に氏名や学校名を話すことがあります。が、採用選考の材料にはしないでください。
- ・ 応募前職場見学への参加の有無を採用選考の材料としないでください。

## 応募・選考について

- ・ 求人に対する応募は、学校を通じて行われ、応募書類は「近畿統一応募用紙」、近畿2府4県以外は「全国統一応募用紙」のみを使用します。
- ・ 市販の履歴書や会社で作成した用紙（アンケート等も含む）など追加で書類の提出を求めることはできません。
- ・ 必ず面接を実施して下さい。書類選考のみで採否を決定することはできません。なお、「公正な採用選考」については、後日求人票原本とあわせてお渡しする冊子・リーフレット類を必ずお読みいただき、適切に実施していただきますようお願い致します。
- ・ 採用選考は、応募書類が到着後速やかに実施してください。
- ・ 生徒の学業への負担を考慮していただき、面接はできる限り1回として頂き、

複数回の面接が必要な場合は、必ず「補足事項」欄か「求人条件にかかる特記事項」欄へ記載してください。

- ・ 選考時に「作文」を実施する場合は、そのテーマを確認させていただきます（「採用選考関係書類等点検票」（関係様式2）に「テーマ」を記載ください）

#### ※複数応募の取り扱いについて

複数応募については、前年度同様、選考開始日である9月16日から1人2社まで応募可能となります。

ただし、この取り扱いは公開求人で複数応募可能として求人申込をした企業に限られ、指定校求人や公開求人でも複数応募不可として求人申込した企業は1人1社の応募となります。

#### **選考結果の決定・通知は速やかに！**

- ・ 採否結果の通知は、学校及び本人分の各1通を作成し、2通とも速やかに学校へ送付してください。
- ・ 高卒求人の応募については、選考結果が届かない限り、原則として次の応募へと進めません。複数応募可の求人の場合においても、応募した生徒全員が2社に応募しているとは限らないことから、生徒第一として、1日も早く選考結果を通知できるよう社内体制の構築にご協力お願いします。
- ・ **内定を辞退される可能性があるからといって、他の生徒の選考結果を先延ばしにすることのないようにしてください。**
- ・ **内定辞退を想定し、募集人数以上の内定を出した場合であっても、内定の承諾のあった生徒全員を雇い入れていただくこととなります。**
- ・ **求人票に記載された結果通知までの日数は厳守して下さい！**
- ・ 採用内定者が決定し求人が充足した際は、速やかにハローワークに連絡をお願いします。※関係様式5「新規学校卒業者の採用（内定）状況報告書」により報告書記載のメールアドレスあて報告下さい。
- ・ 内定から入社までは数か月ありますが、学業に専念できるよう卒業までの間は実習や研修を実施するために呼び出したり、レポートの提出や資格取得を求めるといったことは行わないで下さい。

## 求人票作成についての留意事項

### ◆求人票に明示する労働条件が3点追加されましたのでご留意下さい◆

・2024（令和6）年4月1日以降、求人票に以下の3点の労働条件の明示が必要になりました。参考資料のリーフレットをご確認の上、求人票に記載いただきますようお願い致します。

- ① 従事すべき業務の変更の範囲、
- ② 就業場所の変更の範囲、
- ③ 有期労働契約を更新する場合の基準

### ◆時間外労働について◆

・令和6年4月1日より、工作物の建設の事業、自動車運転の業務等における時間外労働の上限規制の猶予期間が終了となりました。求人申し込みされる事業主の皆様には、労働関係法令の遵守のもと適正な労働時間の記入をお願いします。（参考資料のリーフレット参照）

### ◆求人者マイページにログインして、前年度の高卒求人を転用して今年度の高卒求人を作成する方法◆

- 1 ハローワークインターネットサービス（サイト）の **ログイン（求人者マイページ）** ボタンからログインする。
- 2 求人者マイページホーム画面にある **新規求人情報を登録** ボタンを押すと転用可能な求人一覧が表示されるので、前回出された高卒求人のデータを探す。
- 3 **この求人情報を転用して登録** ボタンを押して転用作成を行う

※**転用元の高卒求人が有効中の場合がありますが、気にせず転用していただいて大丈夫です。**

※**必ず6月に入ってから転用開始のうえ、【2025（令和7）年3月卒業の求人】を選択してください。**

※「求人区分等登録」の「求人情報・事業所名の公開範囲」の入力について  
・「公開求人」は、「1. 事業所名等を含む求人情報を公開する」をチェックして下さい。  
・「指定校求人」は、「4. 求人情報を公開しない」をチェックして下さい。

※**マイページ仮登録最終画面の完了をクリックする前に、仮求人票を表示をクリックしていただきますと、作成予定の「仮求人票」を「PDF（プレビュー）」で見ることができますので、入力誤り等を確認しやすくなります。**  
**完了をクリックする前に「PDF（プレビュー）」を必ず印刷して手元に保管して下さい。**

### ◆前年度の高卒求人転用して作成される際の注意事項◆

- 応募の受付期間について、前年度同様 **9月5日以降開始**となります。
- 選考開始日について、前年度同様 **9月16日以降開始**となります。
- 複数応募について、前年度同様 大阪府については **9月16日以降可**となります。事業所の採用計画に基づいて **9月16日以降であれば、任意の日を設定いただけます。**

(注) ※**指定校求人については複数応募は不可です。**

- 青少年雇用情報について  
※**全項目を埋めていただきますようお願いします。**  
※募集・採用に関する情報欄について、  
今年度は**令和3年度、令和4年度、令和5年度の情報**を記載して下さい。

### ◆求人票はわかりやすく◆

- ・高校生の採用選考は9月16日以降と規制されており、この時期に一斉に面接等が実施されます。複数応募の場合を除き、採否結果が判明するまで次の応募は認められておりませんので、この最初の選考が大変重要になります。ここで不採用となりますと、その生徒はより厳しい就職活動に取り組まなければなりません。
- ・本人の適性と能力による公正な採用選考により不採用という結果がでることはありうるのですが、求人票の記載が足りないなどの事前説明の不備を原因とした本人の適性と能力によらない事由で採用とならないという事例がおきています。

#### 《 実際にあった事例について 》

- ・実際はシフト制で、異なる勤務場所があるのに記載しておらず、交通機関利用では通勤が不可能な場所があり、採用に至らなかった。
- ・長期にわたる遠隔地での研修があるのに記載されておらず、家庭の事情等から就職することができなかった。
- ・事務職の募集で採用されたが、学卒採用者については総合的に業務を覚えてもらう必要があり、1年間は他職種での勤務を命じられたが、求人票にその記載はなく、面接においても説明がなかった。

※求人票を見るのは職業経験がない高校生です。**仕事のイメージがつくように、より分かりやすい表現、具体的に記載いただくようお願いします。**

※また、入社当初は求人票記載の勤務時間であったが、仕事に慣れたところで早朝や夜勤のシフトになった、宿泊をとまなう長期出張があり辞めざるをえなかった等の報告もあります。求人票には高校生の職業選択に必要な適切な情報の記載をお願い致します。

※事業所の所在地や就業場所が移転する予定がある場合はその旨も記載下さい。

## ◆「公開求人」と「指定校求人」について◆

※高卒求人は、「公開求人」または「指定校求人」のいずれかを選択していただきます

※公開求人として出された求人を、途中から指定校求人に切り替えることはできません。

### 【指定校求人】

\* 学校を指定して提出する求人です。

- ・各学校の就職者等の状況については「高卒就職情報 WEB 提供サービス」の「高等学校便覧」によりご確認ください（参考資料参照）。
- ・**学校を指定する際には、男子校や女子校のみを指定するなど、男女雇用機会均等法の趣旨に反する指定はできません。**
- ・学校名が統廃合により変更になっている場合がございます。 求人票又は学校・推薦人員一覧表へ記載の際は**ご注意ください。**

\* 指定校求人の推薦依頼人数の合計について

**推薦依頼人数の合計 ≤ 求人数 × 3** となるようにお願いします。

**\* 指定校以外に対して求人はできません。**

**※指定校以外の高校を応募対象とすることは重大なルール違反になります。**

### 【公開求人】（全国）

\* 学校を指定せずに提出する求人で、すべての高校が応募できることとなります。

\* 「高卒就職情報WEB提供サービス」ホームページから全国の高等学校に対して情報提供を行います。各高校では7月1日～閲覧可能となります。ただしパスワードで管理されているので高校でのみ閲覧可能で、事業所の閲覧は不可です。

\* 「公開求人」で申込みをされた場合であっても、求人票の写しを高校へ持参または郵送いただいても差し支えありません。

\* 「公開求人」の場合、遠方からの応募や応募者が多数であっても、必ず応募希望者すべての方に対して面接選考が必要ですので、その点もご考慮下さい。

※「指定校求人」で募集をしている場合であって、応募が充足しない場合は「公開求人」へ変更することができます。

ただしその場合は、あらかじめ指定の推薦枠を保有しているすべての高校の了承を得ていただく必要があります。

また「指定校の追加」についても同様にすべての高校の了承が必要です。求人票の記載変更と差し替えが必要になります。

## ◆其他のご案内◆

### ●新卒者の「入社日」の記載について

- ・特に指定がない場合は4月1日となります。それ以外の場合は「補足事項」欄か「求人条件にかかる特記事項」欄に記載してください。

### ●改正健康増進法における「受動喫煙防止措置」について

- ・高卒求人は、基本的に20歳未満の方を対象としていますので、就業場所に喫煙可能区域が含まれる場合は、原則として高卒求人の受付ができません。
- ・就業場所に喫煙可能区域を含まないよう配慮をお願いします。またその際は「受動喫煙対策に関する特記事項」欄に「喫煙可能区域での業務無」と記載ください。

※上記の注意事項は抜粋です。求人票をお渡しする際に同封されている冊子やリーフレットは必ずご確認ください。